

2012年1月13日

三井住友海上プライマリー生命の通貨選択型個人年金保険 「ATHENAⅡ (アテナⅡ)」を2012年1月16日より筑波銀行において販売開始いたします。

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(本社:東京都中央区、社長:樋口 幸男)は、通貨選択型個人年金保険「ATHENAⅡ」を、2012年1月16日より筑波銀行において販売開始いたします。

- 「ATHENAⅡ」は、「選んでふやす」「しっかりふやす」を特徴とする通貨選択型個人年金保険です。
- 米ドル、豪ドル、ユーロ。3つの通貨より、契約通貨をお選びいただけます。
 - 積立期間中の利率は固定です。ご契約された時の予定利率で、一時払保険料を複利運用します。
 - 目標値を設定し、契約日から1年経過以後に解約払戻金の円換算額が目標額以上となった場合、郵送でお知らせいたします。
 - 契約初期費用はありません。
- また、基本保険金額が15万米ドル、15万豪ドル、15万ユーロ以上(円入金特約の付加により、円貨で入金した場合は、外貨に換算した額)かつ積立期間が10年のご契約に対しては、予定利率に0.15%上乗せした利率を適用いたします。

「ATHENAⅡ」はこのような声にお応えします。

いまの低金利には少し不満だなあ。

Point 1 日本に比べ高い金利水準の米ドル、豪ドル、ユーロで運用します。

しっかりふやしたい。

Point 2 固定利率・複利運用でしっかりふやします。

ふえたら知らせてほしい。

Point 3 目標値に届いたらお知らせするサービスがあります。

ふえた分は受け取りたい。

Point 4 毎年の運用成果を受け取ることもできます。

※商品の概要については、添付の関連資料『「ATHENAⅡ (アテナⅡ)」商品概要』をご参照ください。

■ 商品の特徴とイメージ図

えらぶ

通貨と期間を
ご選択いただけます。

■ えらべる【通貨】



■ えらべる【期間】



※一時払保険料は、円貨でも入金することが出来ます。(円入金特約)

ふやす

固定利率・複利効果で
ふやせます。

■ 固定利率で【ふやせます】

積立期間中の利率は固定されていますので、積立期間満了時には契約通貨での年金原資が確定します。

■ 複利効果で【ふやせます】

積立期間中はご契約された時の予定利率で、複利運用されます。税の繰り延べ効果で複利効果が高まります。

しらせる

毎営業日チェックして
お知らせします。

■ 円貨目標達成お知らせサービス

解約払戻金の円換算額が目標額以上となった場合、郵送でお知らせします。

■ 目標値を設定いただけます。

110%・120%・130%・140%・150%

円貨目標達成お知らせサービス



契約日から1年経過以後、解約払戻金の円換算額を三井住友海上プライマリー生命が毎営業日チェックします。目標額以上になった場合、翌営業日に郵送でお知らせします。

■ 目標額の算出方法【目標値120%の例】

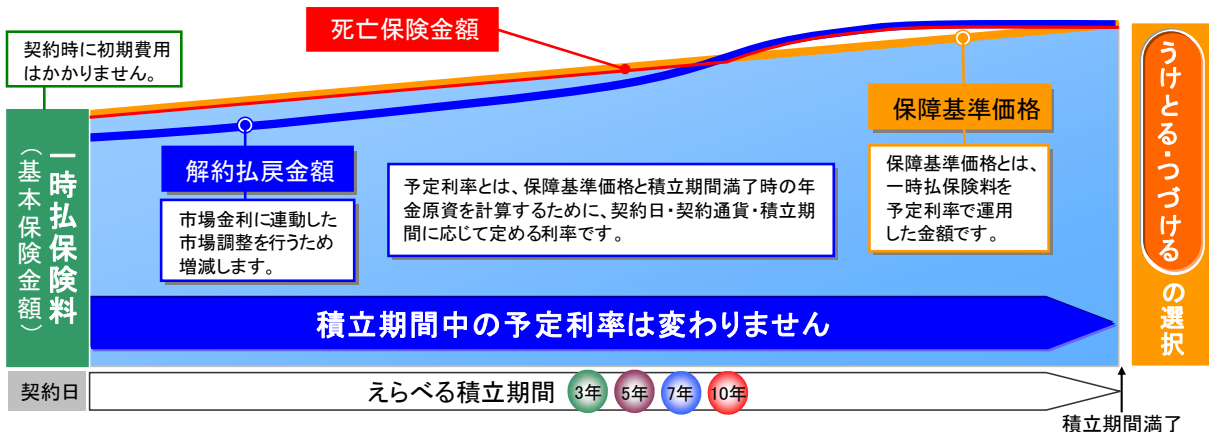
契約日の基本保険金額10万豪ドル、目標値120%、契約日の円入金特約適用レートを80円とします。

目標額

契約日の基本保険金額 **10万豪ドル** × 契約日の円入金特約適用レート **80円** × 目標値 **120%** = **960万円**

■ 解約払戻金の円換算額が、目標額**960万円**に達した場合にお知らせします。

《イメージ図》



予定利率の上乗せ

基本保険金額が**15万米ドル**、**15万豪ドル**、**15万ユーロ**以上(円入金特約の付加により、円貨で入金した場合は、外貨に換算した額)かつ積立期間が**10年**の契約については、予定利率に**0.15%上乗せ**した利率を適用します。

※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金等を保証するものではありません。

※商品の詳細(商品概要)につきましては、次ページ以降をご参照ください。

<円貨目標達成お知らせサービスに関するご注意>

■「円貨目標達成お知らせサービス」は、目標達成した案内を通知するのみで、引き続き契約通貨での運用を継続します。したがって、目標達成後も市場調整ならびに為替変動の影響を受けます。

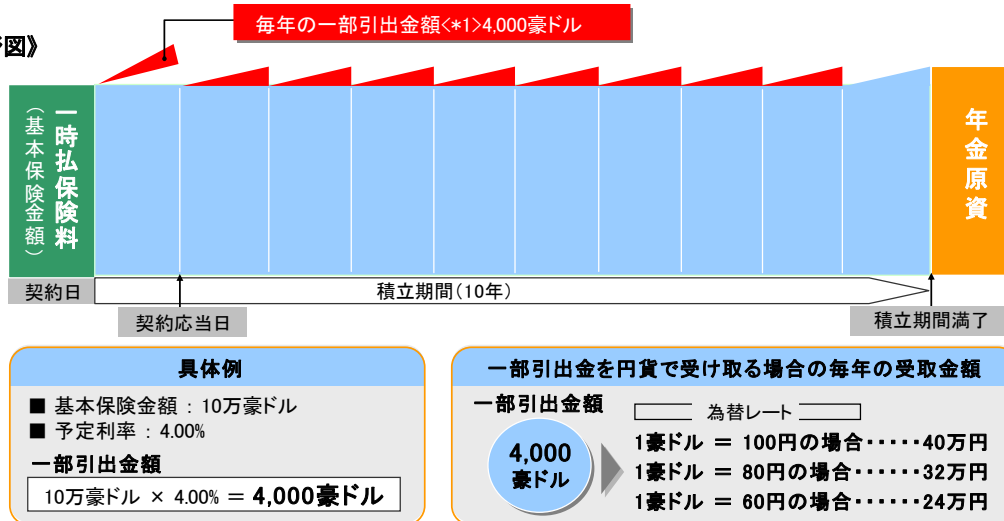
■この「お知らせサービス」は、年金支払開始日の前日までの期間で一回限りとなります。

■ 一部引出機能（毎年の運用成果の受け取り）

ふえた分を引き出すことができます。

- 積立期間を問わず、毎年の契約当日には、増加分（運用収益分）×（*1）を解約控除等なしで引き出すことができます。
 - 毎年引き出さずに、お好きな年単位の契約当日に受け取ることも可能（*2）です。ただし、毎年の引出分は1年分となります。
 - 契約通貨でのお受け取りとなりますが、円支払特約の付加により、円貨でお受け取りいただくことができます。
- 〈*1〉 一時払保険料 × 予定利率にて算出されます。
 〈*2〉 一度受け取ると、毎年の契約当日の約3か月前に、三井住友海上プライマリー生命よりご案内が届くようになります。

《イメージ図》



※上図は、一部引出をご理解頂くためのイメージ図です。また、毎年の契約当日に一部引出を行ったと仮定したものです。

〈一部引出に関するご注意〉

- 一部引出をご利用の場合は、保障基準価格はその分減額されます。この場合、保障基準価格の減額割合に応じて基本保険金額も減額されます。被保険者が死亡した場合、死亡保険金は一時払保険料を下回ることはありません。
- 最後の契約当日は年金支払開始日となりますので、一部引出はご利用できません。
- 表示の為替レート、予定利率等はあくまでも例であり、将来にわたってこれらを示唆、あるいは保証をするものではありません。
- 円支払特約を付加した場合、三井住友海上プライマリー生命の所定のレートで円貨に換算して受け取ることができます。したがって、一部引出金の受取額は外国為替相場の変動の影響を受けます。

■ 積立期間満了時のプラン選択

積立期間満了の際には、3つのプランからご選択いただけます。

受取プラン

年金 一括

積立期間満了時に年金でお受け取り、もしくは年金原資を一括でお受け取りいただけます。

- 年金のお受け取りは、確定年金、年金総額保証付終身年金、保証期間付夫婦年金などからご選択できます。
- 据置プラン・継続プランで年金原資を更に運用してから年金をお受け取り、もしくは一括でお受け取りいただくこともできます。

据置プラン

年金支払開始日を1年きざみで繰り延べることで、お好きなときに年金の受け取りを開始できます。

- 年金支払開始年齢が90歳になるまで、繰り延べできます。繰り延べ中は、いつでも（*）将来に向かって年金のお受け取りを開始できます。（解約控除はかかりません。）
- 繰り延べ時に、他の通貨へ転換（*）することができます。

〈*〉三井住友海上プライマリー生命の定めるところによります。

継続プラン

利率更改特約を付加することにより、年金支払開始日を変更し、運用を継続することができます。

- 運用を継続する期間（繰り下げ期間）は、契約日から年金支払開始日までの期間と同じ期間となります。
- この特約の付加を申し出るときに、期間および通貨については変更（*）することができます。

〈*〉三井住友海上プライマリー生命の定めるところによります。

「アテナⅡ」商品概要

契約通貨	米ドル	豪ドル	ユーロ	
積立期間	3年、5年、7年、10年			
基本保険金額(一時払保険料)				
最低	2万米ドル(1米ドル単位)	2万豪ドル(1豪ドル単位)	2万ユーロ(1ユーロ単位)	
円入金特約を付加した場合	200万円以上(100円単位)			
最高(*)	75歳以下	500万米ドル、もしくは契約日時点の円換算額5億円のいずれか低い金額	750万豪ドル、もしくは契約日時点の円換算額5億円のいずれか低い金額	500万ユーロ、もしくは契約日時点の円換算額5億円のいずれか低い金額
	76歳以上	100万米ドル、もしくは契約日時点の円換算額1億円のいずれか低い金額	150万豪ドル、もしくは契約日時点の円換算額1億円のいずれか低い金額	100万ユーロ、もしくは契約日時点の円換算額1億円のいずれか低い金額
	円入金特約を付加した場合	【75歳以下】5億円 【76歳以上】1億円		
契約年齢(契約日における被保険者の満年齢です。)	0～80歳			
年金受取人	被保険者もしくは契約者			
契約日(予定利率適用日)	当社所定の口座への着金日が契約日となり、この日の予定利率を適用します。			
年金支払開始日	被保険者の年齢が90歳までに年金のお受け取りを開始する必要があります。			
年金種類				
年金種類と年金支払開始年齢の範囲	確定年金(年金支払期間:5、10、15、20、25、30年) : 3歳～90歳 年金総額保証付終身年金 : 50歳～90歳 保証期間付終身年金(保証期間:5、10、15年) : 50歳～90歳 保証期間付夫婦年金(保証期間:5、10、15年) : 50歳～90歳 ※確定年金における最終年金支払日は、被保険者の年齢が105歳以下である必要があります。 ※「保証期間付夫婦年金」は、年金支払請求に関するご案内の書面が到着した後にご選択いただけます。			
保険料の払込方法	一時払いのみ			
クーリング・オフのお取扱い	クーリング・オフ制度(お申し込みの撤回・契約の解除)の対象です。			
付加できる主な特約	円入金特約	保険料を円貨で払い込むことができます。		
	円支払特約	死亡保険金、解約払戻金または一部引出金等を円貨で受け取ることができます。		
	遺族年金支払特約	年金受取人 : 死亡保険金受取人 年金種類 : 確定年金(年金支払期間:5、10、15、20、25、30年)		
	利率更改特約	繰り下げ期間	3年、5年、7年、10年	
		継続可能年齢	被保険者の年齢が90歳まで継続できます。	
通貨の転換		この特約の付加を申し出るときに他の通貨に転換できます。		
年金支払開始日の繰り延べ	年金の支払開始日を繰り延べることができます。			
繰り延べ期間	1年刻み			
繰り延べ可能年齢	被保険者の年齢が90歳まで繰り延べできます。			
通貨の転換	繰り延べを申し出るときに他の通貨に転換できます。			
一部引出機能	毎年、運用収益分のうち、一部引出金額を解約控除なしに引き出すことができます。			
一部引出時期	毎年の契約応当日			
一部引出金額	一時払保険料×契約時の予定利率			
一部引出時の通貨	契約通貨にてお受け取り。(円支払特約の付加により円貨でのお受け取りが可能です。)			

(*) 契約日における被保険者の満年齢により異なります。

※ 同一被保険者で、本商品以外に三井住友海上プライマリー生命の通貨選択型個人年金保険・利率更改型終身保険(通貨選択型)のご契約がある場合、基本保険金額は、契約日時点の円換算額を合算します。この合算額の上限は、75歳以下は5億円、76歳以上は1億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■為替リスクについて

この保険は、外国為替相場の変動による影響を受けます。したがって、死亡保険金、解約払戻金、年金および一部引出金(以下、保険金等)受取時に契約通貨以外に換算した場合、外国為替相場の変動により、換算後の保険金等の額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで同通貨に換算した額より下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■市場リスクについて

この保険を解約する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、契約時点よりも市場金利が高くなると市場価格は下落し、逆に、契約時点よりも市場金利が低くなると市場価格は上昇します。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により増減することとなります。

■予定利率について

ご契約時に適用される予定利率は、契約日・契約通貨・積立期間により異なります。また、市場金利の影響で予定利率が設定されず、ご契約いただけない場合があります。ご契約に際しては、必ず三井住友海上プライマリー生命が定める最新の予定利率をご確認ください。(ご契約後は予定利率は変わりません。)

■預金などとの違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■お客さまにご負担いただく費用について

○ご契約時……………ご契約時にご負担いただく費用はありません。

○外国通貨で契約を締結することで生じる費用

- ・一時払保険料の振込み、保険金等の受け取りを外国通貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・円入金特約により、円貨で一時払保険料を入金される場合の円入金特約レート(TTS)は、仲値(TTM)に対して50銭を加えたレートとなります。
- ・円支払特約により、円貨で保険金等を受け取る場合の円支払特約レート(TTB)は、仲値(TTM)に対して50銭を差引いたレートとなります。

○年金支払期間中……………年金管理費として、年金額に対して1%を年金支払日に責任準備金から控除します。(遺族年金支払特約による年金支払期間中も含まれます。)

○解約時……………ご契約時の積立期間および契約日から解約日までの経過年数に応じた所定の解約控除率(最大 9%~1%)を解約日の保障基準価格に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除して払戻金としてお支払いします。

※「ATHENA II (アテナ II)」の主な特徴を記載したものです。詳しくは、各商品の「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※通貨選択型個人年金保険「ATHENA II (アテナ II)」に関する詳細な情報については、当社ホームページ(<http://www.ms-primary.com>)をご覧ください。